

No.1-1井戸における電気伝導度の上昇について

◇アドバイザーの意見および県の対応案

梶山委員	小野委員	県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> • No.1-1は廃棄物の影響を受けにくい場所であり、このデータから処分場の影響はないと言える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 通常埋立廃棄物由来の井戸では塩化物イオンやナトリウムイオン、カルシウムイオン濃度が高いが、No.1-1の井戸では硫酸イオンやマグネシウムイオンの濃度が高い。このため、一般的な廃棄物汚染の場合と異なるため処分場の影響ではない可能性が高い。 	
<ul style="list-style-type: none"> • CODが若干高く、電気伝導度が元々高いことが気にかかる。処分場の他に電気伝導度上昇の原因があるのではないか。 • No.1-1の井戸の周辺に適切な間隔をおきつつ、いわゆる君津方式などで採水ポイントを設定して、電気伝導度とイオン成分を調べれば発生源を究明できる。 	<ul style="list-style-type: none"> • No.1-1井戸周辺の表層土壌の電気伝導度を調査して、大まかにコンタマップ（等濃度線図）を作成し、電気伝導度による塩類濃度の分布状況を把握した後、必要に応じて土壌間隙水を採取してイオン成分を調べるとよい。 • No.1-1周辺地表の土壌間隙水の水质が、井戸水のへキサダイグラムの*の形状と似ているか確認するとよい。 • 埋立地側からの影響の有無の判断補助として、春先にNo.1-1井戸周辺の植生調査を行い、草の葉等の変色やあるいは植生分布の違いを調査するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> • No.1-1周辺の表層土壌の電気伝導度および地表の水质調査（電気伝導度およびへキサダイグラム）を実施する。 • No.1-1周辺の表層水の状況を調査する。 • 春先にNo.1-1周辺の下草の状況を調査する。

*へキサダイグラム:p.5下、p.6参照。